

報 告

原子力学会倫理規程第2回改訂にあたって 今までの議論と意見公募について

東京大学大学院工学系研究科原子力専攻
(日本原子力学会倫理委員会幹事) 班 目 春 樹

日本原子力学会倫理規程の改訂案が倫理委員会でまとまり、現在広く意見を募集している。どのような内容でもよいので、倫理委員会のホームページを参照の上、意見をいただければ幸いである。ところで倫理規程に対しては、それぞれの倫理観の多様性を反映して、様々な意見がある。それらをできるだけ出し合い、議論したうえで、倫理委員会として多数の合意が得られる形にまとめあげたのがこの改訂案である。議論内容は倫理規程を理解するのに役立つと考えられる。そこで特に話題となったものを中心にそれを紹介する。規範は時代とともに変化することを考え、倫理委員会では今後も倫理規程の改訂作業を続けるので、支援をお願いする次第である。

I. はじめに

日本原子力学会ではJCO臨界事故の少し前から検討を始め、2001年に倫理規程を制定した。以来、倫理委員会において定常的に見直し作業を続けている。「規範は時代とともに変化することも念頭に置き、我々は本倫理規程を見直していくことを約束(行動の手引前文)し、実行している。2003年初めの最初の改訂では、いわゆる東電問題への反省が話題となった。行動の手引に「会員は、所属する組織では構成員が倫理に関わる問題を自由に話し合える体制になっているかを見極め、不十分なときは組織を変革するように努める。」という条文を加えたのが特筆点である。今回見直してみると、問題は体制というより組織の文化にある。「体制」を「組織の文化」に置き換えるというの見直し点の一つであるが、他にも検討課題は多い。

委員会では、倫理委員が持ち寄った改訂提案や、倫理委員会が主催した倫理研究会で会員や一般の方から寄せられたコメントをもとに、20回ものアンケートを繰り返して、改訂案を磨き上げた。アンケートを作ったほうも作ったほうだが、多いときは30項目を超えるアンケートに必ず回答する委員もいたものだと思う次第である。興味のある方はぜひ次期の倫理委員会委員に立候補いただきたい。

委員間の議論は膨大なもので、そのすべてを限られた紙面で紹介することはできない。ただそのいくつかは「そもそも倫理規程とは何か」とか「今、原子力関係者に望まれる倫理観とは何か」に関係し、倫理規程を理解する上で参考になるとと思われる。以下では改訂の要点を私個人

の責任で選んで紹介する。

なお倫理委員会では、倫理規程改訂案について9月9日まで意見を募集している。ホームページ <http://www.soc.nii.ac.jp/aesj/rinri/> をご覧の上、ぜひご意見を賜りたい。

II. 倫理規程は誰に守ってもらうのか

学会の倫理規程は会員全員が守るべきものである。ところで原子力学会の会員には個人会員のほかに賛助会員という法人会員もいる。個人会員にも大学や研究機関の会員もいれば電力やメーカー、そして規制行政庁の会員もいる。職場での地位もいろいろである。改訂前の倫理規程は個人会員が守るべきものを中心に記述することを原則としていたが、「組織は…」と組織が守るべきものも入っていた。また、「自らが所属する組織を規制・監督する立場にある組織の代理人または受託者として規制・監督に関する業務を行うことは慎む。」のように、規制側でない者が規制・監督業務に就く場面に前面に出したものが、最初から規制側にいるものは対象外との印象を与えかねないという指摘があった。さらには「組織の中で指導的立場にある者は、…」と指導的立場の者だけが守るべき条文もある。読んでいて自分と無関係の条文が出てくると、自分のものという意識が薄らぐ心配がある。「組織が守るべき条文は削除すべき」、「すべての条文は権限や職位と無関係にすべき」との意見にも一理ある。倫理規程の書き方の基本方針に関わることであり、議論は白熱した。結論として個人会員を対象とした記述に徹底することとなったが、法人会員を主語と考えても違和感のない表現は残すこと、「権限や職位と無関係」ということにはあまりこだわらないこととなった。指導者の規範はトップマネジメントの強調ということから外せない点であることが一つの理由である。それ以上に、行

動の手引前文にもあるように、それぞれの会員が「これを自分自身の言葉に置き直して専門活動の道しるべとする」ことこそが大切である。誰でも違和感なく読めることばかりにこだわると、大切なことが抜け落ちる。委員会としては、会員各位が倫理規程をそれぞれの立場で解釈し自分のものとするよう、お願いする次第である。

Ⅲ. 倫理規程は誰に読んでもらうものか

学会の倫理規程を会員が読むのは当然である。同時に、会員の倫理観はどのようなものか学会外に知らせるという役割もあり、非会員が受ける印象も無視してはならない。

これまでの倫理規程では「公衆の安全」、「公衆の安心」のような形で「公衆」という用語を多用していた。「衆」には専門家が非専門家を見下ろしている響きがあり評判が悪い。「公衆」に代わる用語の提案がいろいろあった。リスクコミュニケーションで用いられている「市民」が有力であったが、原子力施設が立地する地域の多くは村や町であり、「市民」にも「都会人」というニュアンスを感じるという。「人類の安全」は個々人の安全を無視する響きがあり、「社会の安全」もやや意味が違ってくる。「国民」では外国人無視と誤解され、「住民」では近隣の人々に限定しすぎの感がある。「人々」も評判が悪く、結局「公衆の安全」という用語は残すこととなった。

ただ、「公衆が安心感を得られるよう努力」に対してはパターンリズム(父親的温情主義)的だという批判がある。「努力していればいずれ皆安心するはず」という考え方そのものにも疑問が出された。その結果、この部分は大幅に見直され、行動目標は「安心」から「信頼」へ切り替えられた。「安心社会」とは技術的な安全とともに技術者への信頼感をもたらす「技術に対し安心していられる社会」というのが倫理委員会の共通理解である。

用語の中では、例えば「トラブル」も業界用語ではないかというので評判が悪い。しかし、事故、故障、不祥事、ヒューマンエラーなどを包括する用語は見つからなかった。用語については用語集を作り、詳しく解説することを予定している。

Ⅳ. 倫理規程はどこまで守らねばならないものか

制定当初から遵守不可能な要求だとして議論が続いているのが「(原子力の安全に係る情報は)会員は、その情報がたとえ自分自身や所属する組織に不利であっても公開する。」および「会員は、組織の守秘義務に係る情報であっても、公衆の安全のために必要な情報は、これを速やかに公開する。」という条文である。特に後者に対しては、「これを守ったために不利益を被った会員から学会が訴えられたらどうするのか」という心配までいただいている。この点では、学会の顧問弁護士から法的問題はないとの見解をもらっているが、問題は会員個人として

これらをどこまで徹底して守れるかにある。「安全に係る情報」、「安全のために必要な情報」とは何か、その定義の曖昧さがこの議論を呼んでいる。

「安全情報の定義が広く解釈され、取るに足りないことまで情報公開するのが当たり前とされたらどんな組織も崩壊する」という意見はずっと前から委員の間にもあり、情報公開については慎重に言葉を選んできた。そして前者については「適切な公開手順を組織が定める」という文とセットにすることで、独善的な情報公開を勧めているのではないことを明確化してあった。そこで不可能を強いているとの指摘は後者の「守秘義務に係る情報」の公開に集まっていた。今回の改訂では「まず所属組織に働きかけ」次いで「必要やむを得ない場合は公開する」という文を選んだ。これは昨年成立した公益通報者保護法に沿うものである。倫理規程は必要以上に会員を悩ますものであってはならない。法がある場合はそれを尊重した書き方を選ぶべきだと考えた。だがこの改訂案は悩ましい問題を委員会から会員に転嫁したともいえる。どういふ場合を「必要やむを得ない場合」と考えるかは会員に任されている。申し訳ないが、会員は自分なりの判断基準を考えておいていただきたい。

会員の考え方は、いわゆる東電問題の前後で大きく変化したようである。情報の公開を謳うこと自体に胡散臭さを感じるとまでいう人はほとんどいなくなった。「情報公開こそが社会の信頼を得る道だ」という意識は浸透したようである。また、本音と建前の使い分けを必要悪と見るのではなく、一致させる努力が大切と気付いてきている。「ルールの規定内容と職務実態との乖離によって起こるルールの形骸化防止」を盛り込むことを今回提案するのはその象徴である。

Ⅴ. 倫理規程は論理的矛盾のないものか

行動の手引前文の記述、「我々はこの記述した条項すべてを同時に守りえない場面に遭遇することも認識している」に対し、「守れないものは作る必要があるか」との指摘も委員外からあった。例をあげないと理解しにくいかもしれない。我々は「法律遵守」と「人命尊重」といった最重要な規範のどちらかを選ばなければならないような厳しい場面にすら遭遇しうる。そのような場面ではより重要な規範に従うべきだが、どちらを重要かの判断は会員がしなければならない。尊重すべき規範にどのようなものがあるかを理解していないと、その判断自体を誤る。判断のための材料を与えることこそが倫理規程を定めておく意義である。倫理規程は必ずしも論理的ではないのである。

経済性優先への戒め、すなわち「経済性を安全性に優先させない」という表現は議論を呼んだ。そもそも経済性と安全性はトレードオフの関係にない。安全性を軽視した結果、事故を起こし、経済的に大打撃を被った事例

は枚挙にいとまがない。安全性の追求こそが経済性の追求でもある。そこで「目先の経済性にとらわれて安全性をないがしろにしない」とすべきとの提案があった。確かに論理的ではあるが、論理的でなくても問題意識を強く呼び起こす表現とすべきとの意見が大勢を占め、採用されなかった。唯一の変更は経済性の前に「目先の」を追加したことである。

結果的には表現を工夫することで問題を回避してしまったが、「契約は尊重しなければならない」と「法律に違反する恐れのあるような契約は締結すべきでない」をつなぐ接続詞は「しかし」なのか「したがって」なのかの議論も延々と続いた。論理的には法律違反の契約は無効なので「したがって」なのかもしれない。だがここで書きたいのは「契約尊重ばかり優先して法律違反するな」という警告である。「しかし」派と「したがって」派は同数で、結局、創造的中道を取り「契約を尊重しなければならないこと、法律に違反する恐れのあるような契約は締結すべきでないことを我々会員は銘記する」という表現に落ち着いた。

これまでの倫理規程憲章7条にあった「契約が本憲章の他の条項に抵触しないかぎり」契約を守れとするのはおかしい。法令・規則遵守も重要ということで、「あらゆる法や社会の規範に抵触しないかぎり」に変更した。ただ、規則遵守にこだわって「公衆の安全が全てに優先」という一番重要なことが忘れられてはならない。論理性の追求以上に「どのように受け取られるか」が大切で、委員も悩んでいる。

なお、説明責任を果たすべき相手が「周囲のもの」となっているところなどは論理的におかしい。周囲のものに限る必要は全くない。そのようなところは当然直すべきである。

VI. 倫理規程の記述には限界がある

倫理規程では、例えば公開不要な情報とは「核不拡散や核物質防護、公衆の安全・利益等のため不適切なもの」という説明をし、「等」にいろいろなことを盛り込んでしまっている。安全のための慎重さの要求でも「手順を粗略にして大事故に至った例を想起し」という表現にとどめ、「具体例」はあげていない。その「慎重さ」にもいろいろなレベルがあるのに、どの程度のことを要求しているのかは書いていない。列記できるものはきちんと列記せよ、具体例があるものは具体例をあげよ、レベルまで示さなければ意味がない、といった意見があった。もっともといえどもである。

だが倫理規程とは、前にも述べたように「自分自身の言葉に置き直す」ものである。細部まで突き詰めるのは会員各自の責任である。行間に含みを持たせることは法令などではできるだけ避けるべきであるが、倫理規程は法令ではない。行間を各自で補っていただきたい。……

と書いたのは半分本音で半分言い訳である。慎重さのレベルは条文で書けるとは思えない。同じ行動をとったとしても置かれた状況のわずかな違いでそれが倫理的に許されたり許されなかったりする。また、ある人は倫理的に許せると考えても他の人は非倫理的と見る行為もある。「会員の倫理観は細部に至るまで完全に一致しているわけではない」(行動の手引前文)のである。倫理委員会では倫理規程とは別に「事例集」の必要性を感じ、作業を開始した。悩ましい事例を集め、どの程度の会員が倫理的と考え非倫理的と考えるかを調べていく。それが「倫理観の多様性を認め、多様性の幅についても明示する」ことにつながる。ご支援をお願いしたい。

細かい話になるが、憲章5条の「情報の正しさの確認」を「客観の確認」とすべきという意見があったが、委員会では不採択となった。「客観的」と書く以上、何をもって客観的かが示せなければ意味がない。そうでないと言葉遊びに終わってしまう。これは、ある意味では重要な、ある意味ではやや細かすぎる議論があったことの紹介である。

VII. 本学会の倫理規程の特色は何か

原子力という技術は特別に許されたものだけしか扱ってはならないものである。それゆえ、他の技術系学会の倫理規程とは差が生じる。例えば日本機械学会には「能力を超えた業務を行うことに起因して社会に重大な危害を及ぼすことがないように行動する」という意味の条文はない。そこまで要求するのが原子力学会である。

本来禁止されている技術を扱うという特性から、自己規制を呼びかけた文ばかりが目立ちすぎるとことは常々問題となっていた。倫理規程は自らの行動規範の下敷きになるものである以上、なぜ原子力に取り組むのかについてももう少し盛り込むべきとの指摘を受けた。その方が自らの意思で為そうとすることの文章化だと感じられるというのである。そこで前文に「功罪両面を有する原子力を人類の福祉に役立てられるかどうかは、ひとえに人類の英知にかかっている」や「この原子力の平和利用に直接携わることができる誇りと使命感を胸に」といった文を追加したいと考えている。なお、原子力は従来の百万倍の発生密度を有するエネルギー源であることを記述し原子力の有用性を強調する提案もあったが、委員会では賛成少数だった。これは倫理規程として書き過ぎの感じがすることとともに、エネルギー利用ばかりが強調されると放射線利用が忘れられるという懸念も影響した。

憲章の第1条に平和利用への限定が掲げられているのは本学会ならではのものである。ところで「核兵器の研究・開発・製造・取得・利用に一切参加しない」までは誰でもすぐ賛成する。これを一歩進めて「核兵器廃絶へ向けた不断の努力」も会員には求められているのではな

いか、との問題提起があった。だが、実際にどういう行動が可能なのか、委員にもよくわからない。それで会員に要求できるのか。そもそも倫理規程に馴染むものかもはっきりしない。そこで今回の改訂案には盛り込んでいない。盛り込んだのは核不拡散への配慮までである。ただし核兵器廃絶は我々全員の願いであり、核不拡散で十分とするものでない。

VIII. 原子力とは何か

今回の改訂作業は今期の委員会が発足した平成15年の終わりから開始した。その後起きた美浜の2次系配管破損事故の影響で一気に意見が集約したとを感じる点がある。当初、原子力学会の倫理規程であるから適用する対象はできるだけ「原子力」に限定すべきという意見があった。安全最優先の原則も「原子力安全」を前面に出し、専門能力を有すべきなもの「周囲の者」というより「原子力関係者」とする意見である。原子力固有の問題を他の問題からきちんと分けて、十分な対応をすべきというのが論拠だと思われる。美浜事故は、原子力安全なるものばかりを注視するために周辺の安全がおろそかになることもありうるという警鐘となった。倫理規程の対象となる行為もなるべく広く捉えるべきである。

ところで原子力とは何か。これは「原子力発電に関連するエネルギー分野だけでなく、医療・農業・工業等をはじめ放射線や同位体の利用技術に関連する分野まで、極めて多岐にわたっている」というのが倫理委員会で合意した定義である。なお、原子力とは放射線利用も含むと定義したにもかかわらず、行動の手引には「原子力・放射線」という言葉が多く出てくる。これは「倫理規程は論理性ばかり追い求めている」ということでご丁寧に

上記の定義では原子力の学問的な利用は明示的には出てこない。しかし前文には「教育に取り組む」にあたっては産業利用と同等に自己を律することを求めている。「両者は同列ではない」、「教育の場において社会との調和を図ることばかり気にしているのか」、などという意見も出た。しかし教育においても倫理観を持って行うことは必要ということでこの部分は訂正を考えていない。

IX. 宣言としての倫理規程

倫理規程は前文の最後にあるように、「我々日本原子力学会会員がここに制定する」ものである。したがって外部への宣言である。法令と異なり、「…してはならな

い」という文章にはなっていない。「…する」、「…に努める」という文としている。

「努める」だけでは弱いのではないかと質問があったので少し補足する。自らの意思だけでできることは「…する」という表現を、他者との関係があって自らの意思だけでは必ずしもできないことは「…に努める」という表現を原則としている。例えば「社会の信頼を得る」ことや「組織を変革する」ことなどは「…努める」である。

憲章8条では原子力業務に従事することに誇りを持つことを求めている。学生会員にそれを求めるのは無理ではないかという指摘があった。しかし学生会員といえども自ら選んだ道に誇りを持ってもらいたい。卑屈さを感じて仕事を続けてもらいたくない。修正案では前文にも「誇りと使命感」を追記した。

倫理規程は自らの行動を律するものである。自らの動きばかりを考えているとうっかりして他者との関わりかたを忘れがちになる。改訂案では行動の手引に「他の意見・批判をよく聴き、真摯・誠実に討論・討議に参加すること」、「相手の立場に立つ姿勢で分かりやすく説明」、「他者の意見を傾聴」などの言葉を加え、それを戒めるものとした。

X. おわりに

倫理規程改訂に関連しての倫理委員会の議論について、その一部を紹介した。どの部分を紹介するかについては私の興味ある部分に偏ったかもしれないが、お許しいただきたい。なお、倫理規程は、前文、憲章、行動の手引からなる。行動の手引を含めた倫理規程全体を掲載するとそれだけで与えられた紙面を超過する。文末には前文と憲章だけを載せておくので、全体はホームページ <http://wwwsoc.nii.ac.jp/aesj/rinri/> をぜひ見ていただきたい。そちらには今回倫理委員会が提案するすべての改訂点についてその理由も記してある。参考にしていただきたい。

著者紹介

班目春樹(まだらめ・はるき)



倫理規程に関わって5年以上になります。それが契機で技術の社会的受容性や法工学などに関心を持つようになりました。

日本原子力学会倫理規程

2005年修正案

原子力は人類に著しい利益をもたらすとともに、大きな災禍をも招く可能性がある。功罪両面を有する原子力を人類の福祉に役立てられるかどうかは、ひとえに人類の英知にかかっている。このことを我々日本原子力学会会員は常に深く認識するとともに、この原子力の平和利用に直接携わることができる誇りと使命感を胸に、原子力による人類の福祉と社会の持続的発展ならびに地域と地球の環境保全への貢献を希求する。

日本原子力学会会員は原子力の研究、開発、利用および教育に取り組むにあたり、公開の原則のもとに、自ら知識・技能の研鑽を積み、自己の職務と行為に誇りと責任を持つとともに常に自らを省み、社会との調和を図るよう努め、法令・規則を遵守し、安全を確保する。

これらの理念を実践するため、我々日本原子力学会会員は、その心構えと言行の規範をここに制定する。

憲 章

1. 会員は、原子力の平和利用に徹し、人類の直面する諸課題の解決に努める。
2. 会員は、公衆の安全を全てに優先させてその職務を遂行し、自らの行動を通じて社会の信頼を得るよう努力する。
3. 会員は、自らの専門能力の向上を図り、あわせて関係者の専門能力も向上するように努める。
4. 会員は、自らの能力の把握に努め、その能力を超えた業務を行うことに起因して社会に重大な危害を及ぼすことがないよう行動する。
5. 会員は、自らの有する情報の正しさを確認するよう心掛け、公開を旨とし説明責任を果たし、社会的信頼を得るよう努める。
6. 会員は、事実を尊重し、公平・公正な態度で自ら判断を下す。
7. 会員は、あらゆる法や社会の規範に抵触しないかぎり、自らの業務に係る契約を尊重して誠実に行動する。
8. 会員は、原子力業務に従事することに誇りを持ち、その業務の社会的な評価を高めるよう努力する。

本誌「求人」欄の有料化のお知らせ

2005年7月 編集委員会

本誌会報の「求人」欄への掲載につきましては、以下の通り、掲載料が必要となりますので、ご了承願います。

○掲載内容

- ・教官、教員、研究員募集：学校またはその附属機関、公益法人、官公庁およびその研究機関等の教官・教員・研究員募集
- ・研究者、技術者募集：原子力関連企業の研究員、技術者募集

○掲載料(消費税込)

- ・1/6頁まで 10,500円
- ・1/6頁を超えて1/4頁まで 21,000円
- ・1/4頁を超えて1/2頁まで 42,000円
- ・1/2頁を超えて1頁まで 84,000円

○申込方法 掲載希望記事名、依頼団体名、求人側の必要事項、担当者名、連絡先、請求書あて先を明記のうえ、原稿をE-mailで送付願います。

○申込締切 毎月20日(翌月30日発行の学会誌に掲載)

○問合せ先 社団法人日本原子力学会 事務局事業課
105-0004 東京都港区新橋2-3-7 新橋第二ビル
TEL 03-3508-1261, FAX 03-3581-6128
E-mail: hensyu@aesj.or.jp